

議案第44号

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年9月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の育児休業等に関する条例（平成4年二宮町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の二宮町職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(議案第 4 4 号) 二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項（同法第 12 条において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項（同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに<u>第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (部分休業をすることができない職員) 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第 1 号部分休業の承認) 第 21 条 <u>育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年二宮町規則第 9 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する特別休暇又は二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第 1 号部分休業の承認</u>については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項（同法第 12 条において準用する場合を含む。）、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項（同法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに<u>第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (部分休業をすることができない職員) 第 20 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第 21 条 <u>部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年二宮町規則第 9 号）第 13 条第 1 項第 10 号に規定する特別休暇又は二宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護を

改正後	改正前
介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u> <u>第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に</u>	するための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改正後	改正前
<u>達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年二宮町条例第14号）第15条又は同条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年二宮町条例第14号）第15条又は同条例第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は同条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>